

## 別表

別表区分	請求区分	特定区分	請求内容の概要	異議申立書及び補正書における主張部分の概要	開示対象となる記録	開示不開示理由等説明書における実施機関の説明の概要
①	2(1)イ	2(2)ア (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ)	還付を行った原因及び経緯が確認できる記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>分割納税申請書</li> <li>捏造する供託を行う必要が確認できる情報、例えば、資産税課が公開するという〇〇〇〇申出事項における処理顛末書</li> </ul>	〇〇〇〇の申し出事項における処理顛末書、市民からの固定資産税の納税通知及び領収書に関する質問について、市民からの固定資産税の課税に関する質問について(伺い)、異議申立てに係る通知について(伺い)、異議申立てに係る通知について(報告)、異議申立てに係る通知について(伺い)、異議申立てに係る通知について(伺い)	<ul style="list-style-type: none"> <li>分割納税申請書は、異議申立てに係る通知について(伺い)、異議申立てに係る通知について(報告)に含まれている</li> <li>〇〇〇〇申出事項における処理顛末書は開示対象となる記録である</li> </ul>
②	2(1)ウ	2(2)ア (ク)	課税地目道路に異議があるので、平成23年7月から8月に再調査請求を行った内容が確認できる記録、再調査を行った資料、調査結果が確認できる記録	再調査請求を行った内容が確認できる文書とは地目が確認できる文書とは登記簿である	土地現調ノート(平成23年度)	実施機関では、登記簿を保有していない。
③	2(1)エ	2(2)ア (コ)	平成24年6月に送付された普通郵便物1通及び速達郵便物2通	—	「市民からのお問い合わせについて」(伺い)	—
④	2(1)オ	2(2)ア (ケ)	課税地目道路に異議があるので、平成24年4月に異	再調査請求を行った内容が確認できる文書とは地目が確認できる文	土地現調ノート(平成24年度)	—

			議を申し立てた内容が確認できる記録、再調査を行った資料、調査結果が確認できる記録	書とは登記簿である		
⑤	2(1)カ	2(2)ア(ク)(ケ)	課税地目は道路と査定が確認できる資料	資産税課の権限で、雑種地を道路と認定できる法的資料の開示も求める。	土地現調ノート（平成23年度、平成24年度）	「固定資産評価基準」及び「津市固定資産評価事務取扱要領」であるが、これらは、異議申立人の個人情報を含む資料ではない
⑥	2(1)キ	2(2)ア(コ)	平成24年6月に送付された普通郵便物1通及び速達郵便物2通の郵送に当たり、起案及び決裁された事が確認できる資料	—	「市民からのお問い合わせについて」（伺い）	—
⑦	2(1)ク	2(2)ア(コ)	津市に返送された普通郵便物1通及び速達郵便物2通	—	「市民からのお問い合わせについて」（伺い）	—
⑧	2(1)サ	2(2)ア(ケ)	用悪水路を宅地とした根拠が確認できる資料	—	土地現調ノート（平成24年度）	「固定資産評価基準」及び「津市固定資産評価事務取扱要領」であるがこれらは、異議申立人の個人情報を含む資料ではない
⑨	2(1)シ	2(2)ア(コ)	課税地目である用悪水路に対する課税額が確認できる資料	課税額が確認できる資料	「市民からのお問い合わせについて」（伺い）	「固定資産評価基準」及び「津市固定資産評価事務取扱要領」であるがこれらは、異議申立人の個人情報を含む資料ではない